

有給カレンダー ソフトウェア使用許諾規約

株式会社セルズ(以下「当社」といいます)は、本「有給カレンダー」ソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)の利用者(以下「お客様」といいます)に対し、本規約に基づき使用を許諾します。本ソフトウェアをインストールまたは使用した時点で、お客様は本規約に同意したものとみなされます。

第1条(使用許諾の範囲・定義)

1. 当社は、お客様が本ソフトウェアの導入時点において、以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、本ソフトウェアの使用を許諾します。
 - (1) 当社製品「労務統合管理システム 台帳」(以下「台帳」といいます)の保守契約を締結しているユーザーであること(以下、この条件を満たすお客様を「正規契約ユーザー」といいます)。
 - (2) 正規契約ユーザーと顧問契約を締結している企業であること(以下、この条件を満たすお客様を「顧問先企業」といいます)。
2. お客様が正規契約ユーザーである場合、お客様は自らの責任において、自身の顧問先企業に対して本ソフトウェアを無償で配布し、使用させることができます。
3. 正規契約ユーザーは、本規約の内容を顧問先企業に提示し、遵守させるものとします。
4. 当社は、顧問先企業との間で直接の契約関係を有するものではありません。

第2条(著作権等)

本ソフトウェアおよびその関連ドキュメントに関する著作権、その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。本規約は、本ソフトウェアの使用権のみを許諾するものであり、権利の譲渡を意味するものではありません。

第3条(禁止事項)

お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部を、有償で第三者に販売、貸与、または譲渡すること。
- (2) 本ソフトウェアのプログラムをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他ソースコードを解析すること。
- (3) 本ソフトウェアの全部または一部を改変、修正、または二次的著作物を作成すること。
- (4) 当社の書面による事前の承諾なく、本ソフトウェアを不特定多数へ向けて公開または配布すること(第1条第2項に定める顧問先への配布を除く)。

第4条(サポート)

本ソフトウェアに関する操作方法の質問、不具合の報告等のサポートについては、正規契約ユーザーからのお問い合わせに限り対応いたします。また、対応の可否および範囲は「台帳」の

保守契約内容に準拠するものとし、当該保守契約が終了している場合や、顧問先企業から当社への直接のお問い合わせには対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

第5条(保証の否認)

本ソフトウェアは、現状有姿のまま無償で提供されるものとし、当社は、本ソフトウェアの動作、正確性、完全性、特定目的への適合性、継続的な利用可能性その他一切について、明示または黙示を問わず保証するものではありません。

第6条(責任の制限)

本ソフトウェアの使用に起因してお客様または第三者に生じた損害(データの消失、業務の中断、逸失利益その他一切の損害を含みます)について、当社は一切の責任を負いません。

第7条(仕様変更および提供終了)

当社は、お客様への事前の通知なく、本ソフトウェアの仕様変更、提供の中断または終了を行うことができるものとします。

第8条(使用权の終了)

1. お客様が本規約のいずれかの条項に違反した場合、当社は直ちに本ソフトウェアの使用許諾を解除することができます。
2. 契約終了時には、お客様は速やかに本ソフトウェアを使用停止し、破棄または消去するものとします。

第9条(本規約の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を変更することがあります。
 - (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の施行時期および内容を、当社ホームページへの掲示その他適切な方法により周知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェアを利用したときは、お客様は本規約の変更に同意したものとみなします。

第10条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠します。本ソフトウェアに関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年5月1日制定・施行